

東濃・中濃地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 10 月 1 日現在における東濃・中濃地域（岐阜県多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町）の 7 市町の行政区域とする。概ねの面積は、約 17 万ヘクタールで、県全体の約 16%を占めている。

ただし、岐阜県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域（椈の湖畔）は除く。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、当促進区域には存在しない。

なお、当促進区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園（飛騨木曾川）及び県立自然公園（恵那峡、胞山、裏木曾、土岐三国山）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むものであるため、8において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

促進区域・自然環境保全地域 （「別紙 1」参照）

自然公園指定区域 （「別紙 2」参照）

鳥獣保護区域 （「別紙 3」参照）

（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、全国では数少ない内陸県の一つである。面積は 10,621.29 km²で国土の約 2.8%を占め、全国で 7 位の広さである。北部及び東部の大部分は山地、南部には濃尾平野の一部である美濃平野が広がっており、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川に囲まれた水資源にも恵まれた地域である。

また、本県の平均気温の平年値（1981 年～2010 年観測データの平均値）は、美濃地方の岐阜が年平均気温は 15.8℃と温暖であるのに対し、飛騨地方の高山は、標高が高いこともあり、年平均気温は 11℃と寒冷な気候である（出典：岐阜地方気象台ホームページ）。このような南北に長い岐阜県は、気候も変化に富んでいる。

当促進区域は、岐阜県の東南部に位置し、南は愛知県、東は長野県と隣接し、木曾川、土岐川といった川沿いの丘陵地や、裏木曾山系などに連なる中山間地域などから形成されている。森林資源が豊富で、かつ過去に大規模な地震の記録がない強固な地盤に恵まれている。

イ インフラの整備状況

当促進区域は、主要幹線道路である、国道 19 号、21 号、248 号、257 号、418 号や J R 中央本線が整備されており、県内各圏域や愛知県北部へ短時間でアクセスが可能である。

また、中央自動車道と東海環状自動車道の結節点（土岐ジャンクション）があり、愛知・岐阜・三重3県の諸都市を環状に位置し、新東名・新名神高速道路、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道と広域的なネットワークを形成する高規格幹線道路である東海環状自動車道の東回り区間が位置している。これにより、自動車産業の集積地である愛知県三河地方への利便性が格段に向上している。

令和9年の開業を目指すリニア中央新幹線は、当促進区域を横断する予定であり、リニア岐阜県駅（仮称）（中間駅）及び車両基地（工場）が中津川市に設置される計画となっている。ノンストップの場合、東京へは34分、名古屋へは13分と試算されており、リニア開業後は首都圏、関西圏へのアクセスが劇的に向上するとともに、地域経済の活性化に大きく寄与することが期待されている。既存の交通ネットワークとの連携や再構築を進め、「岐阜県の東の新しい玄関口」として県内アクセス圏域の拡大とともに、東京圏の中核機能のバックアップ場所として優位性の確保を見込める地域である。

ウ 産業構造

当促進区域の西部地域では、陶磁器産業が盛んである一方、東部地域の木曽川流域では、製造過程において大量の水を必要とする紙産業が発展してきた。平成17年の東海環状自動車道東回り区間の開通を契機として、自動車部品メーカーや工作機械メーカー等の進出が相次ぎ、さらには、当該メーカーに部品や材料を供給する切削・溶接・プレス・鍛造・鋳造など、多様な加工技術を持つ企業の集積が形成されている。当促進区域は、製造業を中心とした経済構造を形成しており、従業者数の約27%（56,117人／204,335人、出典：平成24年経済センサス活動調査）、売上高の約33%（717,115百万円／2,160,835百万円、出典：平成24年経済センサス活動調査）、付加価値額の約32%（161,818百万円／500,550百万円、出典：平成24年経済センサス活動調査）が製造業で占められている。

また、当促進区域における、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業の各産業における売上高は、約38%（814,680百万円／2,160,835百万円、出典：平成24年経済センサス活動調査）を占めており、前述の製造業を含めると、約70%を占めている。

なお、当促進区域においては、「岐阜の宝もの＊1」である「東濃地域の地歌舞伎と芝居小屋」「中山道ぎふ17宿のうちの8宿（馬籠宿、落合宿、中津川宿、大井宿、大湫宿、細久手宿、御嶽宿、伏見宿）」「ひがしみの山城（岩村城跡と岩村城下町、苗木城跡、美濃金山城跡）」のほか、恵那峡、ローカル鉄道「明智鉄道」、伝統的工芸品の美濃焼など、豊富な観光資源を有し、当促進区域の観光入込客数は、約2,284万人（出典：平成28年岐阜県観光入込客数統計調査）となっており、これら観光資源を活かした観光産業は、地域の雇用経済を支えている。

＊1 岐阜の宝もの

岐阜県では、全国に誇れる新たな地域資源を掘り起こし、今後の魅力向上の取り組みによって全国に通用する観光資源になることが期待されるものを「岐阜の宝もの」として認定しており、現在、6資源を認定している（うち、当促進区域で3資源）。

エ 人口分布

当促進区域は、総面積は約 17 万ヘクタールで県全体の約 16%を、人口は約 45 万人で、県全体の 22%を占めている。人口分布の状況としては、平成 22 年の国勢調査時人口は 464,345 人（当促進区域合計）であったが、その後 5 年間で 10,585 人減少し、453,760 人（出典：平成 27 年国勢調査）となっている。その中で、生産年齢人口（15～64 歳）は 263,265 人、高齢者人口（65 歳以上）は 130,835 人となっている。当促進区域の合計特殊出生率は、最高水準が中津川市の 1.67 人、最低水準が多治見市の 1.37 人となっている（出典：H20-24 人口動態 保健所・市町村別統計（厚生労働省））。少子高齢化が続く一方で、出生数 3,181 人（当促進区域合計（出典：平成 28 年岐阜県人口動態統計））に対し、死亡数が 5,095 人（当促進区域合計（出典：同上））となっており、自然減少が続いている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

当促進区域は、製造業の割合が高く約 33%（売上高における製造業の割合（出典：平成 24 年経済センサス活動調査））、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、生産用機械器具製造業などの様々な業種の製造業企業が集積している。

岐阜県では、「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、全県内で戦略的な工場用地開発の推進と新たな企業誘致戦略を展開すべく、平成 26 年 8 月に岐阜県企業誘致戦略推進本部を立ち上げるとともに、地域（エリア）の特性を生かした企業誘致を推進するため、同推進本部の下に 4 エリアの推進協議会を設立した。当促進区域は、当該戦略に示す「東濃クロスエリア」に相当する。

今後、当促進区域における、前述の製造業の集積を生かし、成長性の高い事業への参入を後押しするとともに、物流等の関連産業も含めた生産性改革をすすめ、質の高い雇用の創出を行う。

また、地域内経済において、卸売・小売業、宿泊業・飲食業などのサービス業の割合も約 38%と高く（売上高における卸売・小売業、宿泊業・飲食業の割合（出典：平成 24 年経済センサス活動調査））、当促進区域を東西に横断する中山道のほか、南北に縦断する幹線道路沿いには地歌舞伎の芝居小屋や山城跡などの歴史資源が豊富に存在し、加えて、陶磁器関連の産業観光資源に恵まれており、これらを「ひがしみの歴史街道」と称し、県と地元 7 市町による観光推進協議会を立ち上げた。平成 29 年度から、当促進区域の周遊観光の促進に向け、本格的に取り組み始めたところであり、観光入込客数は約 2,284 万人（出典：平成 28 年岐阜県観光入込客統計調査）となっている。

これら観光資源を活用した観光産業も重要な位置を占めていることから、当促進区域を牽引する産業の一つとして宿泊施設のキャパシティの充実を図るなど、観光産業の育成に努め、付加価値の創出を図る。

（２）経済的効果の目標

1 件あたり 3,800 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 13 件創出し、これらの地域

経済牽引事業が当促進区域で 1.37 倍の波及効果を与え、約 6.8 億円の付加価値を創出することを
目指す。

また、K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を
設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業に よる付加価値創出額 (製造業、宿泊業・飲 食サービス業)	—	680 百万円	—

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の平 均付加価値額	—	3,800 万円	—
地域経済事業の新規事 業件数	—	13 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をい
う。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進にあたって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた
地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であるこ
と。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が、3,762 万円
(岐阜県の 1 事業所あたり平均付加価値額(出典：平成 24 年経済センサス活動調査)を上回るこ
と。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、当促進区域におい
て、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 13.5%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 5.0%あるいは 5 名以上増加するこ
と。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 5.5%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本計画における重点促進区域は、工場立地の特例対象区域とするため、以下の大字及び字の区域とする。なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は本重点促進区域には存在しない。

【重点促進区域１：地図上の位置（下図のとおり）】

可児市姫ヶ丘 （可児工業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

おおむねの面積は、約 136 ヘクタール程度である。（遊休地なし）

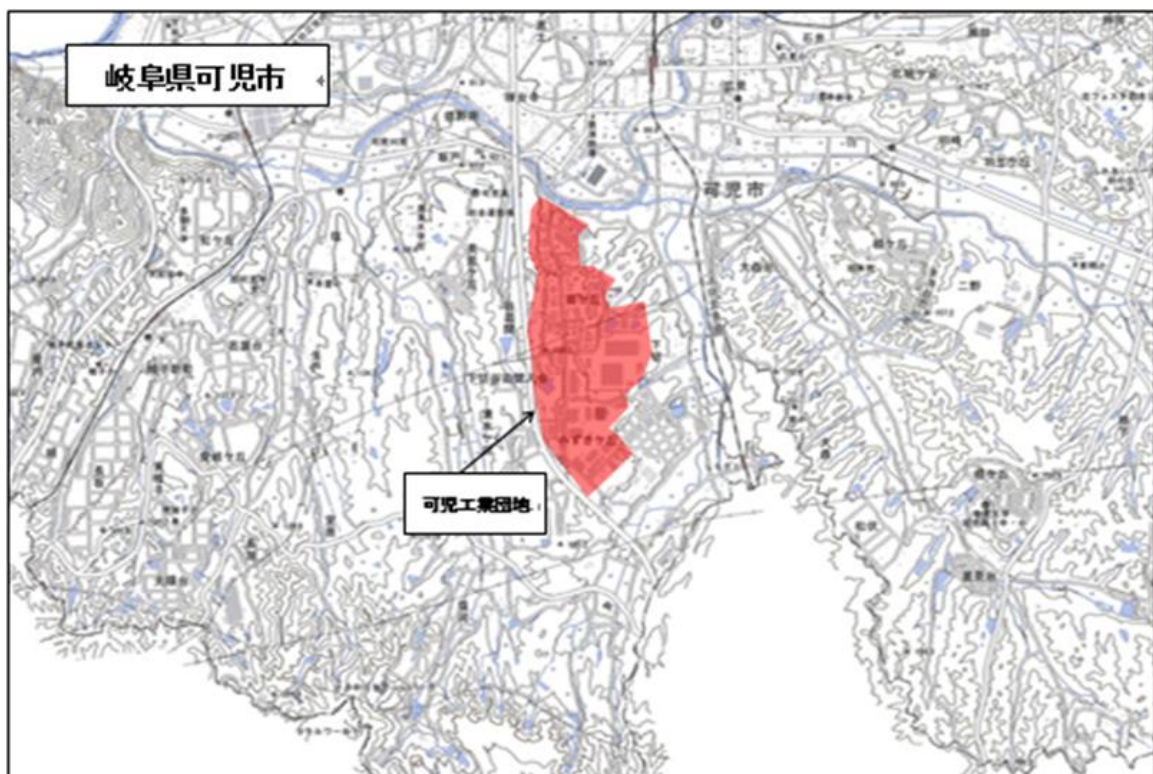
当重点促進区域は、国道 248 号沿いにあり、中央自動車道多治見インターチェンジからは車で約 20 分、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジからは約 15 分の距離に位置している。

（関連計画における記載等）

第二次可児市都市計画マスタープランにおいて、可児工業団地は、工業拠点として位置付けられ、市の産業活動をけん引する工業の振興を図り、経済的な自立性を高める拠点として操業環境の向上と新規企業の誘致を推進することとされている。

用途地域は、工業専用地域及び工業地域である。

（地図）



【重点促進区域２：地図上の位置（下図のとおり）】

御嵩町御嵩字平芝、南山、平芝山、西米山（平芝工業団地）

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 94 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は、北側に国道 21 号があり、中央自動車道土岐インターチェンジからは車で約 10 分、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジからも約 10 分の距離に位置している。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、御嵩町都市計画マスタープランにおいて、産業拠点に位置付けられており、既存の事業所の拡張や新規立地に合わせて、敷地の拡大や新たな工業団地の用地の確保を検討することとされている。

都市計画区域（工業専用地域、特定地域Ⅵ）であり、農業振興地域ではない。

（地図）



（２）区域設定の理由

【重点促進区域１：可児市姫ヶ丘】

中央自動車道多治見インターチェンジから約 10 km、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジから約 9 km の至近距離にあり、また、国道 248 号に接し、交通インフラも充実している。

このため、当区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、遊休地はない。

【重点促進区域２：御嵩町御嵩字平芝等の地区】

中央自動車道土岐インターチェンジから約８km、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジから約４.５kmの至近距離にあり、また、国道２１号が近接しており、交通インフラも充実している。このため、当区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（３）重点促進区域に存する市町が指定しようとする工場立地特例対象区域

N o	市町名	字・丁目	丁目以下の番地
1	可児市	姫ヶ丘１丁目	2, 2-2, 3, 5, 6, 6-2, 7, 8, 8-2～3, 10, 11, 11-2, 12, 12-6, 13, 13-3～4, 14, 14-5, 15, 15-2, 16, 16-2, 17, 18, 18-2, 19, 19-2～3, 20, 20-2～3, 21, 21-2, 21-4, 21-5, 22, 22-2～3, 23, 23-2～10, 24, 25, 26, 26-2～3, 27, 27-4, 28～29, 30～31, 32, 33, 34, 35～36, 51, 51-2～4
		姫ヶ丘２丁目	3, 3-2, 4, 4-3～7, 5, 6, 7, 10, 10-2, 10-5～9, 11, 11-6, 12, 13, 14, 14-2～6, 15, 15-2～6, 16～25, 32～36, 36-2～9, 37～41, 41-2～5, 42
		姫ヶ丘３丁目	1～3, 3-2～3, 4, 4-2, 5, 5-2～3, 6, 6-2, 7, 7-2～6, 8, 8-2～4, 9～14, 14-2, 15, 15-2, 16～21, 21-2, 22, 23, 23-2～5, 24～30, 30-2～15, 31, 31-2, 32, 33, 33-2, 34, 34-2, 35～37, 38-1～3, 39-1～2, 40～42
		姫ヶ丘４丁目	1-1～5, 1-7, 2, 2-2～3, 3, 3-2～3, 4, 5, 5-2～3, 6, 6-2～5, 7, 7-2～3, 8, 8-3, 9, 10, 10-2, 11～13, 16-2, 21～31, 34, 36, 37
2	御嵩町	御嵩字平芝	2009-6～8, 2021-3, 2098-1, 4～7, 2104-11, 13, 16, 21, 22, 2105-2, 4, 2109-5～7, 2112-2, 2124-2, 2126-2, 3, 2134-5, 2135-2, 2137-3, 2138-1, 2, 2140-2, 2143-1, 4～14, 2148-1～4, 2149-9～11, 2150-1, 2, 5～7, 2150-7地先, 2151-1, 2, 4, 6, 7, 9～13, 15～18, 20～23, 28～42, 2153-1～6, 2155, 2156, 2156-2, 3, 2157-1, 3, 2159, 2161-1, 6, 7, 2162-1, 4, 2167-1～3, 2167-1地先, 2168-1～3, 2192-50, 52～54, 93, 583

		御嵩字 南山	2192-1, 22, 23, 28, 30, 38~40, 43~46, 48, 55~57, 543~547, 550~555, 569, 570, 574~579, 587, 590, 591, 593, 615, 616, 2193-1, 5, 7, 15, 16, 18, 21, 22, 51, 53, 56, 58~62, 64, 66~73, 75~77, 84, 85, 93, 95~97, 101, 102, 104, 106~8, 116, 118~128, 131~137, 139~141, 144~152
		御嵩字 平芝山	2194-1~7, 2195-1, 2196-1~3, 2197-1~3, 2198, 2199-1, 2, 2200~2202, 2203-1, 2204
		御嵩字 西米山	2670-1, 2671-5, 10

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 当促進区域における陶磁器産業等の窯業・土石製造業の集積を活用した成長ものづくり
- ② 当促進区域における自動車をはじめとする輸送用機械器具製造業の集積を活用した成長ものづくり
- ③ 当促進区域における中央自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した成長ものづくり
- ④ 当促進区域における中央自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した物流産業
- ⑤ 当促進区域における岐阜の宝もの「中山道ぎふ 17 宿」「東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋」「ひがしみのの山城」などの観光資源を活用した観光

(2) 選定の理由

- ① 当促進区域における陶磁器産業等の窯業・土石製造業の集積を活用した成長ものづくり
岐阜県における陶磁器産業は、「美濃焼」（地域団体商標登録済：第 5027724 号、第 5090533 号）として全国に確固たる地位を築き、その出荷額シェアは、和食器の約 40%、洋食器の約 60% を占め、いずれも全国第 1 位（出典：平成 26 年工業統計（品目編））である。また、モザイクタイルでは約 80%、内装用タイルでは約 70%のシェアを占めいずれも全国 1 位である。（出荷額（同上））なお、当促進区域における窯業・土石製品製造業は、出荷額ベースで県全体の約 44%、事業所数で県全体の 67%（522 社／783 社）、従業者数で県全体の約 57%（9,883 人／17,491 人）（出典：平成 26 年工業統計調査）を占めており、当促進区域における主要産業の一つといえる。
近年は、従来からのいわゆる「食器」においても、その軽量化や高耐久性などの高機能化、高いデザイン性を備えた付加価値化、また、国内だけでなく、海外に対しての進出を目指すなど、

様々な取組がなされている。

そうした当促進区域における集積を活用し、今後成長が期待される成長ものづくり分野において、そこからもたらされる様々な取組の裾野を広げていくことにより、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などに寄与していくことを目指す。

② 当促進区域における自動車をはじめとする輸送用機械器具製造業の集積を活用した成長ものづくり

当促進区域には航空宇宙産業サプライチェーン等の企業及び自動車産業など岐阜県内において積極的に取り組む、次世代ものづくりの基盤となる次世代金型やCFRP等の新技術開発の波及に関連の深い企業が立地している。当促進区域では、岐阜県下最大の工業団地、可児工業団地が存在しており、立地企業 47 社のうち、8 割以上が自動車、航空宇宙産業、機械産業である。なお、当促進区域における出荷額ベースの産業の状況を見ると、輸送用機械器具製造業が第 1 位となっている（出荷額 25,905,734 万円（出典：平成 26 年工業統計調査））。同製造業の県内における当促進区域の割合は、付加価値額で約 38%（8,559,651 万円／22,259,972 万円）（出典：平成 26 年工業統計調査）である。また、平成 21 年工業統計調査の数値と、平成 26 年同調査の数値を比較すると、輸送用機械器具製造品出荷額は約 1.4 倍（平成 21 年、17,871,945 万円、平成 26 年、25,905,734 万円）（出典：平成 21 年・26 年工業統計調査）の高い伸び率となっている。

当促進区域は、先に述べた輸送用機械器具製造品の付加価値額シェア（約 38%）と伸び率（約 1.4 倍）について、県内 4 地域（岐阜県内で同法基本計画を策定した、「岐阜・中濃地域」「岐阜・西濃地域」「東濃・中濃地域」「飛騨・郡上地域」）でいずれも第 1 位である。それに加え、当促進区域における同業種の特化係数（全国）は 2.83 と 1 を大きく上回っており、自動車をはじめとする輸送用機械器具製造業が集積している事が分かる。（出典：平成 26 年経済センサス基礎調査）

なお瑞浪市では、平成 29 年 11 月にオートマチックトランスミッションの世界シェア第 1 位のアイシン・エイ・ダブリュ株式会社の 100%出資の生産会社の立地が決定する等、現在においてもその集積が進んでいる。（平成 29 年 11 月 22 日同社と瑞浪市にて企業立地協定締結）。

また、アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区に参加している企業が 4 社含まれており、その集積と生産能力の拡充を目指すことで、当促進区域の地域経済の活性化、地域における雇用の創出に寄与するものと思われる。

当該特区の取組により、航空宇宙産業の高付加価値化のみならず当促進区域に立地する自動車、機械、素材産業の技術の向上波及効果が期待できる。波及効果が期待できる技術は、例えば、自動車産業におけるエンジンの電子制御、ターボチャージャー、ディスクブレーキ、機械産業における難切削材の加工技術、アクチュエーター技術、素材産業における軽量・高強度複合材料、軽量、耐熱超合金等である。

これら輸送用機械器具製造業の集積を活用し、次世代金型やCFRP等の新技術開発を積極的に促していくことで、本地域に集積する、自動車、機械、電気、部品、素材といった幅広いモノづくり分野における企業の付加価値の向上につながる。

③ 当促進区域における中央自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した成長もののづくり

当促進区域は、岐阜県の南東に位置し、愛知県まで約 30 km で約 20 分（多治見インターチェンジ～名古屋インターチェンジ）、大阪府まで約 200 km で約 2 時間半（多治見インターチェンジ～なんばインターチェンジ）と高速道路網の整備とそれのもたらし利便性の高い地域である。

また東海環状自動車道により結ばれる、愛知県、三重県にはそれぞれ国際拠点港湾である名古屋港、四日市港があり、名古屋港へは約 50 km、約 50 分（多治見インターチェンジ～名古屋港）、四日市港へは、約 80 km、約 70 分（多治見インターチェンジ～四日市港）と国外輸出入にも利便性が高い地域であるといえる。

当促進区域には、東西に横断する中央自動車道と区域内を縦断する東海環状自動車道の結節点である土岐ジャンクションが存在し、その近隣には、工業団地としてグリーンテクノ御嵩、土岐アクアシルヴァが立地している。なお、同工業団地立地企業については、土岐ジャンクション直北に位置する五斗蔭スマートインターチェンジの開設がそのきっかけとなった企業もあり、製造業企業においては、物流の重要性は言うまでもないところである。

この交通インフラを用いることが想定される製造業の状況は、事業所数が 3,444 事業所で県内の約 24%、従業者数は約 50 千人で県内の約 26%（出典：平成 26 年経済センサス基礎調査）となっており、当促進区域の産業の中心的役割を担っている。

当促進区域の産業は、輸送用機械器具製造業など集積が進んでいるほか、製造品出荷額の多い業種から順に 1 位「輸送用機械器具製造業」、2 位「電気機械器具製造業」、3 位「窯業・土石製品製造業」、4 位「パルプ・紙・紙加工品製造業」、5 位「生産用機械器具製造業」など製造業企業が立地している。なお、食料品製造業は、当促進区域において、出荷額ベースで県内の約 13% を占めている。また、当促進区域における食料品製造業の順位は 9 位であったが、当促進区域には、全国第 3 位の生産高を誇る寒天（出典：平成 26 年工業統計表（品目編））や、瑞浪ポーノポーク、栗などの地域特産物を活用した食料品製造業など、上記の各種製造業の重要性は高い。

上記の交通インフラの利便性を活用した各種製造業企業の地域経済牽引事業を促進することにより、ものづくり産業の振興も含め地域経済の活性化を目指す。

また、東京と大阪を結ぶ、リニア中央新幹線の工事が平成 28 年 12 月に始まったところであるが、当促進区域においては、中津川市にリニア岐阜県駅（仮称）及び車両基地が設置される予定であり、これに伴って関連企業等の立地が進むことが期待される。

④ 当促進区域における中央自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した物流産業

上記③に記載している通り、当促進区域は岐阜県の南東に位置し、中央自動車道と東海環状自動車道がクロスして当促進区域に位置している。これらの交通インフラにより、隣接する愛知県の国際拠点港湾である名古屋港や、三重県の国際拠点港湾である四日市港が結ばれている。

さらに、JR 東海では名古屋駅から中央本線により長野県塩尻市にある塩尻駅まで運行され

ている。中央本線は当促進区域を西から東に横断するような路線となっており、名古屋駅から約1時間圏内となっている。

なお、当促進区域では、現在リニア中央新幹線の建設が進められており、中央本線美乃坂本駅に隣接してリニア岐阜県駅（仮称）が設置される予定である。

このことから、当促進区域におけるインフラの重要性は高く、既にインターネット通販大手の物流拠点が立地しており、また、流通・工業団地があり、流通企業をも対象としているなど、さらなる集積を図る必要性があり、今後も、道路貨物運送業、運輸に附帯するサービス業といった物流分野への支援を通じて、地域経済牽引事業を促進し、地域経済の活性化、地域における雇用の創出に寄与することを目指す。

⑤ 当促進区域における岐阜の宝もの「中山道ぎふ17宿」「東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋」「ひがしみのの山城」などの観光資源を活用した観光

岐阜県では、産業政策の基本方針「岐阜県成長・雇用戦略2017」（平成29年3月策定）において「観光産業の基幹産業化プロジェクト」を掲げ、岐阜県ならではの周遊・滞在型観光を促進することで、観光消費額のさらなる拡大を実現させるべく、各種施策に取り組んでいる。

当促進区域では、東西を横断する中山道の宿場町で、様々なウォーキングイベントを実施しているほか、地歌舞伎については芝居小屋での定期公演に加え、馬籠宿（平成28年観光入込客数：68万3千人（出典：平成28年岐阜県観光入込客数統計調査））など外国人観光客の多い観光地での特別公演も開催している。また、明知鉄道では、きのこ列車など様々なイベント列車を走らせているほか、沿線の日本大正村（平成28年観光入込客数：21万6千人（出典：同上））や岩村城下町（平成28年観光入込客数：10万6千人（出典：同上））は、歴史資源を活用し、さらなる誘客拡大に取り組んでいる。

そのほか、西部地域では、美濃焼の一大産地であることを活用し、窯元見学や作陶体験などの産業観光にも取り組んでいるほか、新たなスポットとしては、多治見市モザイクタイルミュージアム（平成28年観光入込客数：9万人（出典：同上））も若者を中心に人気となっている。

さらには、当促進区域はリニア中央新幹線の岐阜県駅（仮称）周辺地域ということで、平成29年度から県と地元7市町（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町）及びその観光協会により「東美濃歴史街道協議会」を立ち上げ、「東美濃観光パスポート事業」など、域内周遊を促す企画を実施している。また、民間ベースでも中部経済連合会と東濃6市の商工会議所で立ち上げられたところであり、官民連携して、広域周遊及び観光消費拡大に取り組んでいる。

このような特色ある観光資源を活かした観光関連産業は、県内各地の雇用・経済を支えており、その効果は宿泊業や飲食業、運輸業にとどまらずその他の幅広い分野への好影響が期待される。

このことから、観光資源を活用した宿泊施設支援をはじめ、周遊ルートの整備、飲食店、商業施設、体験施設等に関する需要に対応するための受入環境整備などを行い、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

古くからの伝統的な地場産業である陶磁器から、自動車など輸送用機械器具製造まで幅広い製造業が立地している地域の特性を生かして、成長ものづくり分野等を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、東海産業競争力協議会が策定した中部地域の成長戦略である「TOKAI VISION」を踏まえるなど、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①企業立地に関する補助金（岐阜県企業立地促進事業補助金等）

工場や本社機能、研究所について県や市町村では新規誘致のみならず、既存企業の増設に対しても、その規模に応じた助成制度を適用している。

②固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。（土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市（全て予定））

③融資制度の整備

県は、地域経済牽引事業の承認を受けた事業のために必要な事業資金を融資するため、県融資制度関係規定の改正を行い支援を図る。

④地方創生関係施策

平成30年度～令和5年度の地方創生推進交付金を活用し、

- ① 当促進区域における陶磁器産業等の窯業・土石製造業の集積を活用した成長ものづくり
- ② 当促進区域における自動車をはじめとする輸送用機械器具製造の集積を活用した成長ものづくり
- ③ 当促進区域における中央自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した成長ものづくり
- ④ 当促進区域における中央自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した物流産業
- ⑤ 当促進区域における岐阜の宝もの「中山道ぎふ17宿」「東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋」「ひがしみの山城」などの観光資源を活用した観光において、設備投資支援による事業環境の整備や販路開拓の強化等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①岐阜県工業技術研究所が有する分析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、県研究機関が保有している情報であって資料として開示する情報について、インターネット公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

下記のとおり、岐阜県及び当促進区域の市町において事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置し、連携して対応する。

県・市町	相談窓口の設置
岐阜県	商工労働部企業誘致課
多治見市	経済部企業誘致課
中津川市	商工観光部企業誘致推進室
瑞浪市	経済部商工課
恵那市	商工観光部商工課
土岐市	地域振興部産業振興課
可児市	観光経済部企業誘致課
御嵩町	総務部企画課

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①岐阜県中小企業総合人材確保センターの設置

岐阜県の平成 28 年の有効求人倍率は 1.71 倍で、7 年連続で上昇し、雇用環境は大幅に改善しているものの、県内企業の人手不足は深刻である。

こうした中、岐阜県では、県内企業の人材確保を総合的に支援するために、平成 29 年 4 月に、「岐阜県中小企業総合人材確保センター」を設置した。

本計画に基づく地域経済牽引偉業においては、多数の新規雇用が見込まれるため、当センターとの連携を強化する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	29 年度 (初年度)	30～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 企業立地に関する補助金 (岐阜県企業立地促進事業補助金等)	運用中 ・工場、研究所、本社機能移転等に対する助成	運用	運用
② 固定資産税の減免措置 (土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市)	運用	運用	運用
③ 融資制度の整備	年度内に整備	運用	運用

④ 地方創生関係施策	—	適宜対応	適宜対応
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 岐阜県工業技術研究所が有する分析結果、技術情報の情報提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
① 岐阜県中小企業総合人材確保センターの設置	4月設置・現在運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

全国的なトップシェアを誇る陶磁器など、当促進区域における地域経済牽引事業の促進にあたっては、岐阜県の産学金官が連携して支援を行う。岐阜県が設置する、岐阜県中小企業総合人材確保センター及び岐阜県セラミックス研究所、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター、さらには国立大学法人岐阜大学が連携して支援を行う。

このため、岐阜県及び当促進区域の市町では、本基本計画に基づく地域経済牽引事業推進のための連携を密にし、調整を行う。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①岐阜県中小企業総合人材確保センター

当センターは、県内企業の人材確保を支援するために、企業の採用力向上や、人材確保の機会創出、学生への魅力PR機会の提供などを通じて、総合的に支援する。

さらに、産学金官と連携し、県内大学の学生の県内企業への就職、定着を強力に支援する。

②公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

本県の産業振興を目的に、販路開拓、新事業創出、デザイン開発、設備貸与、地場産業情報の収集提供等の支援事業を行っている。さらに、経営相談機能も充実しており、よろず支援拠点コーディネーターやモノづくりコーディネーター等、幅広い専門家を配置し、あらゆる経営相談に対応する。

③国立大学法人岐阜大学

岐阜大学においては、産業界や企業支援機関との連携について学内に研究推進・社会連携機構産官学連携推進本部を設置し、総合的に実施している。同本部では、新技術開発や生産技術の改善、知的財産マネジメント、共同研究等の情報提供などを行う。

④株式会社日本政策金融公庫（岐阜支店・多治見支店）

日本政策金融公庫において取り組んでいる中小企業向けの支援施策（貸付けや情報提供など）を最大限に活用して、地域経済牽引事業計画実施企業を支援していく。

⑤岐阜県成長産業人材育成センター

県の人材育成拠点として、航空宇宙、医療福祉機器等の成長分野を中心に、技術者育成のための研修や専門知識を学ぶセミナー等を開催する。また、センターの研修室を各種人材育成活動の場として提供する。

これらの事業を通し、成長分野に取り組む企業、新たに進出しようとする企業を支援する。

⑥岐阜県セラミックス研究所

地場における陶磁器業界の産業振興に役立つ課題や、将来有望な課題に対して、地場産業の振興、新産業創出を目指し、陶磁器伝統産業のＩＴ技術の展開、新技術の導入、異分野あるいは地域企業との連携を図りつつ、研究開発に取り組むとともに、中小企業の技術力や製品企画力向上のための技術相談、技術指導を行う。

８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等）については、当促進区域に含むものとし、当促進区域で地域経済牽引事業を実施する場合には、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮していく。

（２）安全な住民生活の保全

犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らせることができる社会の実現を図る。

特に、地域経済牽引事業の実施によって犯罪及び事故を増加させ、または地域の安全と平穏を

害することのないよう、岐阜県及び当促進区域の市町は次のことを推進または促進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害にあわないように、防犯灯の設置等を進めること。
- ・道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空き地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう、管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・交通事故を防止するために、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備を進めること。
- ・警察、事業者及び地域住民と連携し、協働した防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の遵法意識の高揚と従業員、顧客等が犯罪の被害にあわないための指導をするよう事業者を促すこと。
- ・犯罪や事故の防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮をすること。
- ・外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、個人を確認するとともに、当該外国人の就労資格の有無を確認する等、事業者が必要な措置を取るよう促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、必要に応じて地元説明会を行うなど地域と連携して事業を実施すること。
- ・事件又は事故の発生時における迅速な警察への連絡体制を整備するとともに、捜査へ協力をするよう事業者を促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び、岐阜県暴力団排除条例に則り、暴力団員等に不当な利益を得させることがないよう、事業者を促すこと。

(3) その他

① P D C A体制の整備

毎年度定期的に、基本計画と承認事業計画の進捗状況を調査し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

無

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度

をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）